

マイナンバーカード出張申請窓口の開設等に係る企画・運営業務に関する 受託事業者の公募について（プロポーザル説明書）

マイナンバーカード出張申請窓口（以下「出張申請窓口」という。）の開設等に係る企画・運営業務の受託事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行いますので、次のとおり提案を募集します。

1 委託業務の目的

デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードは、デジタル行政手続を非対面かつ迅速に行う上で、重要性は一層増しているところである。本市において、利便性、安心安全、豊かさ、快適さを実感できる「誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル社会」の実現に向けて、マイナンバーカードの普及促進に取り組む必要がある。

このため、京都市内における公共施設、商業施設、事業所及び福祉施設等において、マイナンバーカードの申請手続のサポートや申請受付、マイナポータルの手続支援等を行うための出張申請窓口の設置を予定しており、本業務は当該窓口の設置等に必要となる一連の業務を委託するものである。

2 業務内容

「マイナンバーカード出張申請窓口の開設等に係る企画・運営業務委託仕様書」のとおり（別紙1）

3 委託期間

令和6年4月1日から令和6年9月30日まで

4 契約上限額

- (1) 本業務契約上限額
金54,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (2) 後続契約に係る契約上限額
金45,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 参加資格

- (1) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者とする。ただし、競争入札有資格者名簿に登載されていない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、競争入札参加有資格者とみなす。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱に基づ

く競争入札参加停止の措置を受けていないこと。

- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。また、本市で課税がある場合は、市民税又は法人市民税及び固定資産税の滞納がないこと。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）、プライバシーマーク等の認証等、セキュリティ関連の認証を取得していること。
- (6) 国又は地方公共団体（政令指定都市又は中核市）において、過去5年以内に本業務やマイナンバー制度に関する問合せ対応等の窓口業務（マイナンバーカードの申請・交付事務やマイナポイント予約・申込支援等）又はこれらに類似した業務を元請として履行した実績を有すること。
- (7) 契約の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）を結成する場合は、全ての事業者が上記(1)～(4)を、事業者側で定めた代表幹事事業者が、上記(1)～(6)を満たしていること。

なお、コンソーシアムを結成して参加する場合は、企画提案書等の提出時に「マイナンバーカード出張申請窓口の開設等に係る企画・運營業務委託に関する協定書」（様式3）を併せて提出すること。

6 応募手続等

プロポーザルに参加する者は、次のとおり参加表明書、企画提案書等を提出すること（提出先は後記「12 問合せ先及び提出先」のとおり。）。

(1) 交付書類

以下のプロポーザルに関する書類を、京都市のホームページ「京都市情報館」上で交付する。

ア マイナンバーカード出張申請窓口の開設等に係る企画・運營業務に関する受託事業者の公募について（プロポーザル説明書）（本書）

イ 仕様書（別紙1）

ウ 仕様書（後続契約）（別紙2）

エ マイナンバーカード出張申請窓口の開設等に係る企画・運營業務委託に関する企画提案書等作成要領（別紙3）

オ 評価項目及び評価方法（別紙4）

(2) 参加表明書等の提出

次の書類を期限までに持参又は郵送により提出すること（郵送の場合は必ず到着確認を行うこと。）。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（様式1）

コンソーシアムを結成して参加する場合は、各事業者の役割分担を記載した資

料（様式は任意とする。）を添付すること。

(イ) 会社概要及び実績調書（様式2）

過去5年間の会社概要及び国又は地方公共団体における実績（前記5-(6)参照）を記入すること。

なお、コンソーシアムを結成して参加する場合は、その代表幹事事業者について会社概要を提出すること。

(ウ) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）、プライバシーマーク等の認証等、セキュリティ関連の認証を取得していることを証明する書類（写し可）

(エ) 参加資格を証明する書類

京都市競争入札参加有資格者でない場合のみ、以下の書類を提出してください。

- ・ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（3箇月以内に発行のもの）
- ・ 登記事項証明書（全部事項証明）（3箇月以内に発行のもの）
- ・ 直近1年分の国税及び地方税（京都市分）の納税証明書（3箇月以内に発行のもの）

（国 税）直近1箇年分の法人税又は所得税と、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書

（地方税）京都市の法人市民税及び固定資産税の未納がないことの証明書

- ・ 京都市暴力団排除条例に基づく誓約書（必要に応じて別途提供）

イ 提出部数 2部（原本1部、写し1部）

※ ア(エ)については原本1部

ウ 提出期限

令和6年2月22日（木）午後5時（必着）

(3) 企画提案書等の提出

「マイナンバーカード出張申請窓口の開設等に係る企画・運營業務委託に関する企画提案書等作成要領」（別紙3）に基づき、次の書類を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書

(イ) 見積書（任意様式）

- a 本業務委託契約に係る見積書
- b 後続契約に係る見積書

○後続契約について

本市では、本委託業務の期間後の令和6年10月1日から令和7年3月31日の期間についても、「マイナンバーカード出張申請窓口の開設等に係る企画・運營業務仕様書（後続契約）」（別紙2）に基づき出張申請窓口を実施することを予定しており、本委託業務について、令和6年7月までの進捗状況、実績等に基づき評価を行い、その結果、契約の目的が達成できていると認める場合は、引き続き受託者と令和6年10月1日以降の業務に係る委託契約（後続

契約)を締結することを予定している。

ただし、「マイナンバーカード出張申請窓口の開設等に係る企画・運營業務仕様書(後続契約)」(別紙2)の内容については、必要に応じて変更を行うため、後続契約に係る契約金額は、受託候補者と本市との協議により決定する。

なお、評価の結果、本市が契約の目的が達成できていないと判断する場合は、改めて後続契約に係る受託者の公募手続を行う予定である。

(ウ) (イ)の各見積書(a及びb)に係る経費内訳書(任意様式)

(エ) マイナンバーカード出張申請窓口の開設等に係る企画・運營業務委託に関する協定書(様式3)

※ただし、コンソーシアムを結成して参加する場合に限る。

イ 提出部数

「マイナンバーカード出張申請窓口の開設等に係る企画・運營業務委託に関する企画提案書等作成要領」(別紙3)のとおり。

ウ 提出期限

令和6年3月4日(月)午後5時(必着)

(4) その他

ア 参加表明書の提出後、このプロポーザルを辞退する場合は、辞退届(様式4)を提出すること。

イ この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

ウ 参加表明書等及び企画提案書等が次の事項のいずれかに該当する者は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

(ア) 本市が定める提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの

(イ) 本市が指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの

エ 制約事項

(ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、事業者の選定以外には提案者に無断で使用しない。

(ウ) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

(エ) 提出された書類は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。

(オ) 提出された書類は全て返却しない。

(カ) 提出された書類の内容について、原則プレゼンテーション聴取を実施する。実施しない場合は、別途連絡する。

オ 各種感染症及び天災等の状況により、この公募手続を延期又は中止することがある。

カ 提出された提案書が情報公開請求の対象となった場合には、請求者に公開することがある。

7 本件に対する質問及び回答

(1) 質問のできる者

本書及び仕様書等に対する質問は、参加表明書等を提出した者に限りできるものとする。

(2) 質問期限

令和6年2月26日（月）午後5時（必着）

※ 質問期限後の質問は、一切受け付けない。

(3) 質問方法

質問は電子メールのみ受け付ける。後掲「12 問合せ先及び提出先」に「マイナンバーカード出張申請窓口の開設等に係る企画・運營業務委託仕様書等に関する質問票」（様式5）を送付したうえ、電話で送達確認を行うこと。面談、電話又はFAXでの質問は一切受け付けない。

電子メールの件名は、「マイナンバーカード出張申請窓口の開設等に係る企画・運營業務プロポーザルに関する質問事項」とすること。

なお、コンソーシアムを結成して参加する場合は、代表幹事事業者からの質問のみを受け付け、コンソーシアム構成員からの質問は受け付けない。

(4) 回答日及び回答方法

質問に関する回答は、令和6年2月28日（水）までに、参加表明書等の提出を行った事業者の連絡担当者に対し、質問期限内に受領した全ての質問内容及び回答を電子メールにて送信する。

(5) 留意事項

他の応募事業者に関する質問には応じない。

8 企画提案書に関するプレゼンテーション聴取

提出された企画提案書等の内容について、次のとおり提案者のプレゼンテーション聴取を実施するので、参加すること。ただし、審査委員会でプレゼンテーション聴取を不要と判断した場合は、実施しない。実施しない場合は、別途連絡する。

(1) 日時（予定）

令和6年3月7日（木）で別途指定する時間

(2) 場所

別途指定のうえ、連絡する。

(3) 注意事項等

ア プレゼンテーションの実施時間は、25分程度とし、企画提案の説明時間は15分以内、審査委員からの質問及びその回答時間は、10分程度とする。

イ プレゼンテーションに参加しなかった参加者は失格とする。

ウ プレゼンテーションは、提出した企画提案書で実施すること（パソコン、プロジェクター及びスクリーン等は使用できない）。追加資料を当日持参し、配布することは不可とする。

9 受託候補者の選定に関する審査

(1) 審査委員会

審査委員会は以下の委員で構成する。

- ・ 文化市民局地域自治推進室 マイナンバー・業務改革推進担当部長
- ・ 文化市民局地域自治推進室 マイナンバーカード企画推進課長
- ・ 文化市民局地域自治推進室 番号制度企画調整係長
- ・ 文化市民局地域自治推進室 担当係長（マイナンバーカード普及推進）

(2) 審査基準

「評価項目及び評価方法」（別紙4）のとおりとする。

(3) 審査委員会の公開・非公開

審査委員会は非公開とする。

10 受託者の決定

(1) 受託候補者の決定

前記「9 受託候補者の選定に関する審査」に基づき、企画提案書等の内容について審査を行い、全ての提案者の順位を決定し、最も優れていた者を受託候補者（第一交渉権者）に選定する。

なお、参加者が1者のみであってもプロポーザルは成立することとし、審査、選定を行う。

(2) 審査結果の通知

審査結果は書面をもって通知する。（令和6年3月上旬予定）

なお、選定の経過等に関する問合せには応じない。また、審査結果についての異議申立ては受け付けない。

(3) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等契約内容について本市との合意に至った場合は、契約を締結する。

なお、合意に至らなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。

(4) 選定結果の公表

ホームページ「京都市情報館」において、参加した事業者及び評価点等を公開する。

11 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

契約金額は、この公募手続における受託候補者の見積額を基に、受託候補者と本市との協議により合意に至った後に決定することとし、見積額での契約は保証しない。

(2) 契約内容

契約内容は本市標準委託契約書、仕様書（共通仕様書含む。）、企画提案書、プレゼンテーションの内容に基づき、受託候補者と本市の協議により決定する。ただし、企画提案書に記載された提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(3) 契約期間

契約期間は、令和6年4月1日から令和6年9月30日までとする。

(4) 特約事項

ア 各種感染症及び天災等の状況により、本市の判断で委託業務の実施時期や内容の一部を変更する場合がある。この場合、契約前であれば受託候補者と本市との協議により合意した金額を契約金額として決定することとし、契約後であれば契約金額や契約内容の見直し等について受託者と協議のうえ原契約の変更契約を締結することとする。

イ 企画提案書等に記載された内容について、その実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とする。

(5) 再委託の禁止

受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託してはならない。

また、業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に、本市に対し、再委託承諾申請書（別紙1-2）を提出し、その承認を得なければならない。

さらに、その場合、当該再委託先に対し、仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、本市に対して、当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負う。

(6) 契約保証金

免除する。

(7) 委託料の支払

本業務の委託料は、受託者が提出する完了報告書に基づき検査を行い、検査に合格した場合、受託者の適正な請求に基づき、請求があった日から、30日以内に支払うものとする。

(8) 進捗管理

本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、本市標準委託契約書第8条に掲げる要件に該当し、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

(9) 賠償責任

受託者が本業務によって本市又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任を負う。

(10) 著作権等

採用された企画、デザイン等に対する著作権等日本国の法令に基づき保護される権利は、本市に帰属するものとする。

(11) 本市の令和6年度予算に係る本業務の歳出予算が可決・成立しない場合や金額の減額等があった場合、本市は契約を締結しない場合や仕様等を変更する場合がある。

なお、これらの場合に、本公募手続の参加者又は本業務の受託候補者において損害が生じた場合にあっては、本市はその損害について一切負担しない。

12 問合せ先及び提出先

〒604-8162

京都市中京区烏丸通六角下る七観音町634 ONEST 京都烏丸スクエア 2階

京都市文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード企画推進担当（担当：長谷川、細見）

TEL (075) 746-7807

FAX (075) 231-4507

電子メール mynumber@city.kyoto.lg.jp